

# 医療情報室レポート

No 10

1999年2月26日  
福岡市医師会医療情報室  
TEL852-1501・FAX852-1510

## 特集：地域振興券 —その2—

福岡市における『地域振興券』の取扱登録店の募集が2月15日から始まりました。  
医療機関も取り扱いを希望する場合は「登録申請書」を市へ提出して登録を受ける必要があります。  
以下に登録手続に関する注意事項等についてお知らせします。

### 登録手続について

- 登録申請書は次のところに備え付けられています。  
各区役所  
福岡銀行、西日本銀行、福岡シティ銀行、住友銀行、福岡中央銀行、福岡信用金庫の本・支店  
(区役所内派出所を除く)  
福岡商工会議所の各支所、早良・志賀商工会など
- 申請書には所在地、事業所名、代表者名その他、振込指定口座を記入するようになっています。
- 申請の際は口座番号や名義が確認できるよう預金通帳等のコピーの添付が必要です。  
(郵便局は振込先として指定できません。)
- 登録者には次の書類等が交付されます。
  - ・「登録済証」
  - ・取扱店の「ステッカー」
  - ・券を確認する「見本券」
  - ・「換金手続きの説明書」
  - ・銀行等の「取次依頼書」

### 申請書の提出方法

- 郵送による申請  
受付期間：2月15日～9月24日  
口座番号等が確認できるものを同封のこと。

郵送先：〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28  
福岡市地域振興券「事業者登録」係

- 臨時受付窓口  
次の2カ所開設されます(土・日・祝日除く)。

開設場所	受付期間	時間
福岡市役所本庁舎1階ロビー (中央区天神1丁目8-1)	2月15日～3月5日	9時～17時
福岡商工会議所ビル1階ロビー (博多区博多駅前2丁目9-28)	2月15日～3月31日	

※4月以降は郵送でのみ受付となります。

## 換金手続き

### ○換金窓口

市内の福岡銀行、西日本銀行、福岡シティ銀行、住友銀行、福岡中央銀行、福岡信用金庫の窓口（区役所内派出所除く）に、地域振興券と取次依頼書に登録済証を添え提出。後日（金融機関で受け付けた日から30日以内）指定口座に振り込まれます。

### ○換金期間

平成11年12月24日まで

### ○福岡市が発行した地域振興券以外は換金できません。

※登録時に詳しい「換金手続きの説明書」が交付されますのでお読み下さい。

## 留意点

○「登録済証」は換金手続きの際必要な書類ですので大切に保管して下さい。

○お釣りを支払う必要はありません。

○現金との交換（両替）はできません。

○受領した地域振興券を別の商取引の対価としては使用できません。

○使用期限は9月24日までとなっていますので25日以降は受け取らないようにして下さい。

○受け取った券は、交付される「見本券」と見比べ真券であることを確認して下さい。

○福岡市以外の市町村が発行した地域振興券は取り扱いできません。

○福岡市内に所在する店舗（医療機関）が他の周辺市町村の発行する地域振興券取扱事業所として登録することはできません。

## 問い合わせ先

○特定事業者の「登録」に関する問い合わせ

福岡市地域振興券「事業者登録」係 ☎482-2420

○「地域振興券」の取扱に関する問い合わせ（換金等を含む）

福岡市地域振興券交付事業推進本部 ☎711-4055

## <医療情報室の目>

### ★事業者登録手続きは各医療機関でお願いします

前回（1月18日付）の医療情報室レポートNo.9「特集：地域振興券」において、個別の民間事業者を構成員とする包括的な団体＝医師会として登録する可能性と、医師会における登録代行の可能性について触れましたが、福岡市では団体登録は受け付けず、また本会においても登録代行は行わないこととなりました。したがって、取り扱いを希望する医療機関は上記により個々で登録手続きを行っていただくこととなります。

### ★福岡市発行の券以外は取り扱いできません

事業者登録は福岡市発行の地域振興券の取り扱いについて行うもので、他の市町村の地域振興券は取り扱うことができません。また、福岡市に所在する医療機関が他の市町村発行の地域振興券を取り扱えるよう事業者として登録することもできません。

窓口で受け取る際には福岡市発行のものかを十分に確認する必要があります。

※ご質問や何かお知りになりたい情報（テーマ）がありましたら医療情報室までお知らせ下さい。  
（事務局担当 百富 ☎852-1501 FAX852-1510）

担当理事 江頭 啓介・山浦 隆宏